

# 吉野町カーシェア会会則

## 1：目的

吉野町カーシェア会（以下「本会」といいます。）は、車を共同で活用することによって、地域住民同士がお互いに助け合う地域づくりを目指します。

## 2：会員

- ① 本会の会員は、第1条に定める目的に賛同し、入会申込書より申し込み、会長の承認をもって会員とします。
- ② 会員は、退会届を提出し、分担される経費の精算を完了することにより、いつでも本会から退会することができます。

## 2：会の運営

- ① 本会は、会長と会計と監事を役員としておきます。
- ② 活動内容・予算・決算・役員改選・役員手当については、年間1回の定期総会により決定します。
- ③ 課題が生じたときは、随時、臨時総会を開催し、解決することとします。
- ④ 本会の会計年度は、毎年3月末をもって決算し、速やかに会員全員に会計報告する。

## 3：共同使用

会員は、車を運転し使用する者も、運転の代行を依頼し使用する者も、本会を運営する車の共同使用者として等しく権利と責任を有します。

## 4：利用ルール

- ① 利用ルールは、会員全員の総意の下『吉野町カーシェア会利用ルール』として制定し、会員はそのルールに基づいて利用を行います。
- ② 利用ルールを変更する必要がある場合は、総会又は臨時総会の議決により変更内容を決定することとします。ただし、緊急に変更せざるをえない場合は、会長が決定し、その後の総会又は臨時総会において会員の事後承認を受けることができることとします。

## 5：活動経費

活動に必要な経費は、車の利用毎に『吉野町カーシェア会利用ルール』で定めた金額を会員の中から会長が指定する者に預け、実際に要した経費からの不足分・余剰分は利用頻度に応じた形で清算することで賄うことを基本とします。

6：事故

事故が起こった際は、その時実際に使用している会員が適切な処置を行います。その際の補償は、加入している自動車保険の補償限度額の範囲となります。

7：運転代行

会員は、運転代行者に外出支援を依頼する場合、運転代行者がプロの送迎ドライバーではなく会の趣旨に賛同する善意の地域住民であることを十分に理解し、運転手の都合を優先し、依頼する時間帯や待機時間等のマナーについて十分に配慮します。

8：会則の変更

本会則に変更が必要になった場合は、総会の議決により決定するものとします。

平成 年 月 日

吉野町カーシェア会

宮城県石巻市吉野町 1-7-12 市営吉野町復興住宅集会所

代表 ●●●●

印省略